

聖籠町告示第一号

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「社団法人新潟県健康管理協会（）」を「一般社団法人新潟県健康管理協会（）」に、同条第三号中「医療法人新潟県勤労者医療協会下越病院」を「社会医療法人新潟勤労者医療協会下越病院」に改める。

第三条第二号中「満三十歳から満七十四歳」を「満三十歳以上」に改める。

第六条第一項第二号ただし書中「百円未満」を「十円未満」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。